

# 平成 21 年度大磯町教育委員会第 2 回臨時会会議録

1. 日 時 平成 22 年 3 月 12 日 (金)  
開会時間 午後 2 時 00 分  
閉会時間 午後 4 時 00 分
2. 場 所 大磯町役場本庁舎 4 階委員会室
3. 出席者 大 橋 伸 明 委員長  
岩 井 喜久枝 委員長職務代理者  
石 塚 洋 委員  
清 田 義 弘 委員  
福 島 睦 恵 教育長  
二挺木 洋 二 子ども育成課長  
林 正 人 子ども育成課主幹  
大 隅 則 久 子ども育成課子育て支援室長  
和 田 勝 巳 生涯学習課長  
山 口 章 子 生涯学習課図書館主幹  
佐 川 和 裕 生涯学習課郷土資料館主幹  
山 口 信 彦 子ども育成課主査  
片 野 剛 志 子ども育成課主事
4. 傍聴者 0 名
5. 付議事項  
議案第 29 号 大磯町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について  
議案第 30 号 大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について  
議案第 31 号 大磯町郷土資料館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について  
議案第 32 号 大磯町生涯学習館条例施行規則の一部を改正する規則について
6. 協議事項  
協議事項第 1 号 大磯町教育委員会基本方針について
7. その他

## (開 会)

出席委員が 5 名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第 14 条及び第 19 条の規定により傍聴を許可します。

## 議案第 29 号 大磯町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

子ども育成課長) 平成 21 年の 4 月に大幅に町の組織を部長制の廃止ですとか変更いたしました。今回の変更につきましては、資料 4 を見ていただきますと、教育委員会についての組織で第 2 条になりますけれども、教育委員会事務局に子ども育成課と生涯学習課を置くと子ども育成課には子育て支援室、生涯学習課には図書館、郷土資料館、生涯学習館を置くということになってございますが、その室長、館長についての位置づけについては資料 3 の方の規則の方で、館長をどのように定めるかということが明確になっていなかったということで、現在は第 4 条で課に附置する室に室長を置くということになっております。館長については、どのポジションかということが、室長については、第 4 項で室長及び主幹ということで主幹と同じように課長の命を受けてやるという定めがありますが、館長については定まっていなかった。総務課の考え方も課長が館長を兼務すれば良いという考え方で置かなかったのですが、ここ 1 年やってみて、兼務するかは別として館長の位置づけをきちんとして欲しいということで教育委員会で要望いたしましたして、室長レベルの館長として定めて欲しいということで、総務課から承認を得ましたので、この改正では 4 条で課に附置する室に室長、課に属する館に館長を置くということで、館長の職責については第 3 項にある室長、館長及び主幹は同じ職責ということできちんと館長の職責を位置付けた改正でございます。

(質疑応答)

清田委員) 言われるまで気づかなかったのですが、職責はきちんとしておいた方が良いと思いますので賛成です。

石塚委員) 言葉では理解ができたのですが、図で表すとどうなるのでしょうか。

子ども育成課長がホワイトボードに組織図の略図を書き説明。

子ども育成課長) 生涯学習館は別ですけれども、図書館、郷土資料館は大きな施設ですので、館長を兼務でない形で置いて欲しいと主張しましたら、総務課もその方が良いということでこのような改正になりました。

石塚委員) 室長と館長が同レベルで 1 つの役職となるということで、もちろん管理職手当も出るということでしょうか。

子ども育成課長) 6 級クラスの職員がやっていますので管理職手当は同じだと思います。

生涯学習課長) 実際の事務につきましては、私が館長兼務ということで、私の持つ事務の必要な部分を各主幹に移譲しております。事務の移譲をしていますが、私が館長を兼務することで、館長職がどの責務となるのかわらないので、その辺をもっとはっきり決めて、できれば各館に館長を置いていただきたいと思いますので提案させていただきました。

石塚委員) 管理職の一部になる訳ですから、その役職の任をしっかり、思う存分果たして頂きたいと思います。

岩井委員) 子育て支援総合センターの方はどうなるのでしょうか。

子ども育成課長) それは総務課と協議しておりまして、こちらの方は室長がセンター長を兼ねるか、センター長を置いても1つ下の副主幹くらいか、他に障害福祉センターも保健福祉課長が兼ねているということで、まだ、室長を館長にするか副主幹をセンター長にするか検討しているところでございます。

岩井委員) 町民の目線からするとどれも同じような感じをいただくので、明確にしていただかないと町民が不安をいただくこともあるのでよろしくお願ひいたします。

委員長) 質疑を打ち切り、討論を省略し採決に入ります。議案第 29 号については原案のとおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 29 号 大磯町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則については原案どおり承認いたします。

### **議案第 30 号 大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について**

### **議案第 31 号 大磯町郷土資料館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について**

### **議案第 32 号 大磯町生涯学習館条例施行規則の一部を改正する規則について**

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

生涯学習課長) 議案第 30 号「大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第 31 号「大磯町郷土資料館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第 32 号「大磯町生涯学習館条例施行規則の一部を改正する規則について」一括してご説明させていただきます。本件につきましては、第 8 回教育委員会定例会において議案の提出をご承認いただき、各館に関する条例改正案を町議会 12 月定例会に上程いたしました。議案につきましては、所管する福祉文教常任委員会へ付託され、12 月 2 日に審議が行われたところ継続審査となり、12 月 24 日に閉会中の審査が行われ、生涯学習課が所管する 3 施設の条例改正案につきましては否決となっております。さらに、福祉文教常任委員会協議会での協議を経て、現在、開会中の 3 月定例議会初日に、閉会中の審査に関する委員長報告が行われた後、議員全員による採決が行われまして、3 議案につきましては賛成者多数で可決いたしました。このたびの議案第 30 号、第 31 号、第 32 号につきましては、議案の成立に伴う条例施行のため、所用の改正を行おうとするものです。詳細につきましては、説明資料をご覧ください。はじめに、図書館に関する施行規則の改正でございますが、説明資料をお開きいただき、資料 1 をご覧ください。改正概要といたしましては、図書館の会議室等の使用について、受益者負担の適正化を図るため、使用料に関する規定の整備を行うものです。改正の内容といたしましては、町内使用料の適用、使用料の納付、使用料の還付に関する規定の制定となっております。あわせて、規則改正に伴う様式類の整備を行い、6 月 1 日からの施行とするものです。資料 2 につきましては、改正する条例の新旧対照表でございまして、左が改正案、右が現行となっております、

アンダーラインの部分が改正にかかる内容となっております。なお、改正案第 18 条の条文中「大磯町公共施設の利用者登録等に関する規則」とございますが、今回の有料化に伴い町内で貸出しをいたします 8 つの公共施設について、使用登録を統一するための新規の規則で、現在、制定の手続き中でございますので規則の番号は空欄となっております。以降、改正される条文・様式類がございます、10 ページの附則をご覧ください、平成 22 年 6 月 1 日からの施行となりますが、申込は利用月の 2 ヶ月前から受付となりますので、準備行為として施行の日前に必要な手続きが行えるとしております。資料 3 につきましては、現行の施行規則となっております。次に、郷土資料館に関する施行規則改正でございますが、説明資料をお開きいただき、資料 1 をご覧ください。改正概要といたしましては、郷土資料館研修室の使用について、受益者負担の適正化を図るため、使用料に関する規定の整備を行うものです。改正の内容といたしましては、町内使用料の適用、使用料の納付、使用料の減免、使用料の還付に関する規定を設定いたします。あわせて、規則改正に伴う様式類の整備を行い、平成 22 年 6 月 1 日からの施行とするものです。資料 2 につきましては、改正する条例の新旧対照表でございます、左が改正案、右が現行となっております、アンダーラインの部分が改正にかかる内容となっております。資料 3 につきましては、現行の施行規則となっております、それぞれ説明につきましては省略させていただきます。次に、生涯学習館に関する施行規則改正でございます、説明資料をお開きいただき、資料 1 をご覧ください。改正概要といたしましては、生涯学習館の研修室、集会室、講習室の使用について、受益者負担の適正化を図るため、使用料に関する規定の整備を行うものです。改正の内容といたしましては、町内使用料の適用、使用料の納付、使用料の減免、使用料の還付に関する規定を設定いたします。あわせて、規則改正に伴う様式類の整備を行い、平成 22 年 6 月 1 日からの施行とするものです。資料 2 につきましては、改正する条例の新旧対照表でございます、左が改正案、右が現行となっております、アンダーラインの部分が改正にかかる内容となっております。資料 3 につきましては、現行の施行規則となっております、説明につきましては省略させていただきます。

(質疑応答)

石塚委員) 町外と町内の方の申請する時期の問題ですけれども、町外は 1 ヶ月前、町内は 2 ヶ月前ということで町内に対する配慮がされていますが、教育委員会以外の施設も同じ考えで進められているのかお聞きしたいと思います。

生涯学習課長) 申し込みの時期につきましては、大磯町公共施設の利用者登録等に関する規則ということで細かいことにつきましては、町全体で決めましたので、基本的に減免の対象団体ですとか使用される団体の町内、町外の基準、身障者団体はこういうものですか、高齢者団体はこういうものかというのは、全庁的に決めており同じ対応で行ってございます。

清田委員) 使用料の還付というのはどのような場合にするのですか。

生涯学習課長) 基本的に納められた使用料は、還付しないのが原則でございます。還付するのは、やむを得ない事情ということになりますので、例えば、台風等で館自体を開けることができない場合です。個人の都合で利用できないというのは基本的には還付の対象にはなりませんので、館の開設ができない場合などが還付の対象となります。

教育長) これで 6 月 1 日から始まる訳ですけれども、町の多くの施設が同一方式でや

っていきますが、使用料等が改正になりましたという町民に対する周知等は各館で独自におこなうのかその辺をお願いいたします。

生涯学習課長) 12月議会に議案を提出させていただいた時には、利用者の方に周知が間に合うようにということでしたが、最終的には2月19日に成立しており、その日以降で一番早い申請が4月1日以降となりますので、大変短い期間で利用者の方に周知を図る状況となっております。まず、3月号の広報で施設の利用料等の改定をお知らせしてございます。それぞれの館では利用団等が異なりますので、それぞれの館で利用者に対する周知をするということとなっておりますが、生涯学習課所管の3館につきましては、しおりを作成し3月1日が5月分の利用申し込み日となりますので、一斉に登録に来られた方にお渡しできるようにいたしました。他にも細かい質問等が来た時には、次のお知らせを作り、4月1日の申し込みに備えたいと考えてございます。

教育長) ものが変わる時にはいろいろと混乱が起こるのは常ですので6月1日からの施行に向けて周知しすぎるといったことはないと思いますので、いろいろな機会を使って周知や理解を深めていただきたいと思います。

清田委員) 申込書は複写式でしょうか。

生涯学習課長) 現在、申込書で複写式となっているのは生涯学習館のみです。図書館、郷土資料館につきましては、1枚紙となっておりますが、様式類がそれぞれ違いますが、今回は基本的にダウンロードができる様式にしていこうということで、1枚紙で対応ができるようにしています。なお、同じような書式で全ての館を統一しておりますが、年配の方の利用も多いので、複写式の用紙も用意する予定で準備をしております。

岩井委員) 生涯学習館の資料2の10条(6)許可なく飲食し、または喫煙しないこととなっておりますが、喫煙は4月1日からできないですね。

生涯学習課長) 町のどこの施設も館内では吸えるようにしていないので、外で吸っていただく形になっています。県は敷地内も吸えないように進めているようですが、そこまで町は行っておらず、敷地内のすべてや罰則等が必要になれば、条例等にうたって吸えないようにする措置になるかと思います。

岩井委員) 利用者登録制度というのは1年間で更新ですか。

生涯学習課長) 基本的には登録いただきますと台帳に記載をされて登録カードができます。登録カードがあれば、生涯学習館で登録していても郷土資料館でもどこでも登録済み団体となりますので、今はそれぞれで登録いただいておりますが、一度で済むようになります。登録期間につきましては、3年間有効となっております。ただ、高齢者団体等の減免の対象となる団体については、新たに基準を満たせば、その都度変更の申請をして、新たに減免対象団体になることもできます。支払いは現金ではなくなりますので併せて、公共施設共通使用券規則というものもできまして、承認が受けられた場合は事前に券を買っていただき、提出していただくこととなります。券は100円券、500円券、100円券につきましては真ん中で切ると50円券として利用できます。

石塚委員) 金券はどこで買うことができますか。

生涯学習課長) 取り扱い先は土日とも空いているところで、職員のいるところになります。生涯学習館はアルバイトしかいませんので対象とはなりません。大磯地区では図書館か役場が対象となります。

委員長) 質疑を打ち切り、討論を省略し採決に入ります。議案第30号については原案のとおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 30 号 大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則については原案どおり承認いたします。

委員長) 次に、議案第 31 号については原案のとおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 31 号 大磯町郷土資料館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則については原案どおり承認いたします。

委員長) 次に、議案第 32 号については原案のとおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 32 号 大磯町生涯学習館条例施行規則の一部を改正する規則については原案どおり承認いたします。

## 協議事項第1号 大磯町教育委員会基本方針について

子ども育成課主幹) 今回、お示しした基本方針につきましては、各教育委員さんに事前に案の形でお渡ししてございました。その後、ご意見等いただき加除、訂正したものでございます。本日は各担当からそれぞれの変更点について説明いたします。資料の新旧対照表をご覧ください。こちらの前年度から変更になった部分を中心に説明させていただきます。まずは前文でございます。ここは最初の文章から変更させていただきまして、「いわゆる」という言葉をカットさせていただいたのと 2 行目の「大磯町教育委員会としても」というのを新たに主体がはっきりしていなかったので付け加えてございます。中段あたりに「平成 21 年度に」を加えまして、そして、昨年度にさらに加えた形で「子育てから義務教育行政を一貫して」を加えて、子育て全般を担うという部分で強調してございます。次に義務教育の基本方針に入りまして、前文になりますが、昨年文章はわかりにくかったので、わかりやすい表現に変えてございます。目標については昨年とほとんど同様でございます。研究、研修を入れ替えたことと「校種間」を「異校種間」に変えた程度でございます。重点施策にまいりまして「TT」というのが一般の方が見るとわかりにくいということで「ティームティーチング」に変更してございます。大きく変えたのが(2)の 35 人学級の部分についてですが、前回の定例会後の事務連絡調整会議の中で実は中学校の方でも希望があってということで、教育委員さんからもご意見をいただいて、その時には経営者会議で校長先生方の意見を聞いてということでしたのでご意見をお聞きして、結論から申し上げますと中学校で実施するにはデメリットがあるということで、具体的にはクラスを 1 つ増やした学年については各教科の先生が一応に授業数が増になるということと、少人数加配の教員をあてますから他の学年で実行しようとしていた少人数授業への影響がでてくるだろうというリスクがあるということでした。それでもなお、例えば最終学年の 3 年生への進路指導等で学級の人数が少ない方がやりやすいとか、生徒指導上さまざまな問題等解決するにあっても少人数の学級編成が望ましいということが学校全体でコンセンサスが取れて、どの先生も納得済みでデメリットがあったにせよ、利点をいかしてやりたいという希望があれば、やっていく方向で、方向性を示してございます。今、中学校両校で県教委に出すたすための申請を出してもらっています。これはぎりぎりの段階で取り下げることでも可能ですので結論は今年度末ということであと 10 日間くらいで結論がでますが、基本方針の中はそのよ

うな方向性ですので、次年度やるかやらないかは別として、中学校においても推進していくということでこのような文章になってございます。小学校につきましては、小1プロブレムの解消を大きな目的としていることとさまざまな課題を解消するというのを付け加えまして35人学級を推進するという文章にしております。それと(4)にICT関連機器の活用を付け加えてございます。あと(9)の施設関係でございますが、次年度の国府中学校のグランド改修と国府小学校内へのプール整備の実施設計をおこなうことを盛り込んでございます。次に「2. 教育研究所」については、大きく変わったところはございませんが、多少文章の変更点がございます。

子育て支援室長) 子育て支援に関しましては(2)で文章の整理をいたしまして、「心豊かな子どもの育成を目指すとともに、適切な保育の実施を行います」としております。重点施策につきましては、幼稚園のところで「教育支援員の配置や預かり保育を実施し、幼稚園教育の充実に努めます。」とありますが幼稚園教育の充実という部分では教育支援員の配置とAETの派遣がありますのでそちらをいれさせていただいて、預かり保育につきましては子育て支援の推進にあたるだろうということで内容を精査させていただきました。2の保育園につきましては「障害児保育」を「特別な支援が必要な園児への保育」に変えさせていただきました。3につきましては、完全給食と食育の推進という言葉を追加させていただきました。次に5になります。「保育園における待機児童対策を検討・実施します」ということを新たに追加してございます。8につきましては子育て支援センターが完成いたしますので「横溝千鶴子記念子育て支援総合センターを開設し、相談支援・つどいの広場機能及び子育て支援情報の提供を充実させる」という内容にさせていただきます。前年の10につきましては工事が完成いたしましたので削除してございます。今年度の9で幼稚園の統合については「大磯町立幼稚園の将来構想に基づき民間幼稚園の誘致等の手続きを進めます。」ということで18日に最終的な議決がでますのでその内容で民営化を進めていきたいと思っております。

生涯学習課長) 引き続きまして、生涯学習につきましては、基本方針並びに目標は昨年度と同様となっております。重点施策につきましては、変更のありました部分についてご説明させていただきます。まず、1点目につきましては、生涯学習人材登録制度に関するもので、昨年度より導入いたしました制度の充実を図るとともに、登録者を講師とした講座の開催などにより、制度の活用を務めてまいります。2点目の生涯学習館につきましては、生涯学習の拠点施設として、各学習団体相互の情報交換の場となるよう検討を進めてまいります。3点目につきましては新規に掲載するもので、本年度から熟年層を対象に開催しています「OISO 学び塾」など、対象年代や町民ニーズに応じた特色のある講座を開催してまいります。4点目は「神奈川県生涯学習情報システム」の活用に関するもので、県との連携を図り情報提供に努めてまいります。5点目は新規に掲載したもので、青少年指導員連絡協議会など関係団体と協力し、青少年の健全育成に係る事業の充実に努めてまいります。8点目は歴史的建造物の保存に関するもので、県が進めております近代遺産総合調査などに併行して、登録や指定に向けた情報の収集に努めてまいります。9点目につきましては、文化財資料等の保存・活用に関するもので、蓄積された資料等の整理を行い、貴重な文化財の保存に向けた取り組みを行ってまいります。

図書館主幹) 図書館につきまして説明いたします。前段部分の変更はございません。目標につきましては字句の訂正と字句の移動をしております。前年度1番に

ありました部分の修正、3番にあります目標に1番からの移動がございます。重点施策につきましては21年度に終了したものを削除いたしまして、字句の訂正と新規に追加したものを加えてございます。1につきましては、新規に制定いたしました。図書館では2つの計画を進めてございますが、大磯町立図書館サービス計画は5年計画で策定してまいります。2につきましては、大磯町立図書館修繕計画の再検討をおこないます。3につきましては、3月に更新いたしました、図書館システムの図書館ホームページをリニューアルいたしましたので、ホームページを活用した情報提供を推進していきます。4につきましては、大磯町子ども読書推進計画を策定してまいります。5につきましては、更新のものです。児童サービスのボランティア講座、おはなしボランティアの講座などを開催し、子ども読書活動を推進してまいります。6につきましては地域資料の有効活用を図りたいということで郷土資料館との連携を検討してまいります。

郷土資料館主幹) まずテーマ、目標について特に変更はございません。重点施策にまいりまして、1点目は資料や情報の利用者への還元の部分についての施策部分でございます。この中で資料のデータベース化を進めるという内容を加えております。これはこれまでも蓄積されてきた資料の情報を利用者にさまざまな形で還元しておりますけれども、今後はさらに一層の利便を図るためにデータベース化を進めるものでございます。将来的には、パソコンで資料の検索が可能となるようにするために作業を進めていくものでございます。2点目でございますけれども、ここでは情報交換の場や学習の場の提供といった施策でございます。この中で地域の方の知識や経験を提供していただきながら参加者の方と一緒に協働で進めるワークショップを充実させていきたいと考えております。現在は自然分野、歴史分野のワークショップがございますが新たな分野の展開も考えております。4点目ですがこの部分はリニューアルの施策の部分でございます。前年度も同様の施策がございましたが、22年度は新たに基本設計業務の委託を考えております。運営委員会で検討をおこないまして、基本構想を策定した上で年度後半より基本設計を業務委託する内容でございます。

(質疑応答)

委員長) ただいま事務局より説明のありました件について、ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

石塚委員) 前文は既に訂正されていますので、異論はありません。前年の4月に機構改革が行われました。その目玉の1つになっていました「子育てから義務教育まで一貫」してということが大きな大磯の特徴ですので、そのことがきちんと表現されたことは良かったと思います。

委員長) 次に義務教育の基本方針についていかがでしょうか。

石塚委員) 特に問題はありますが、重点施策で「学校水泳の実施場所や方法等について、両小中学校が同じ条件で実施できるように配慮します。」とあります。本件は国府小学校の新しいプールが出来るまで、それまでは照ヶ崎のプールと一緒に大磯も国府も使いましょうという事でしょうか。

子ども育成課主幹) 22年度の基本方針ということで具体的に来年度のことを入れさせていただきました。今年度までは2年間、国府小中学校はロングビーチを使っていたのですが、低学年にはバスの送り迎えをやったのですが、実施の回数が1回、時間的には半日単位でとったのですがバスの時間や歩きの移動を入れるとなかなか時間的にも難しいということで、今回は、照ヶ崎プールを利用して2

から3回実施していきたいと考えてございます。

清田委員) 重点施策で気持ち的には1番で「基礎的・基本的な学習内容の確実な定着」のところに「活用能力」もいれたい気持ちがありました。4番で前は「電子黒板」という言葉がありませんでしたが、今回ははっきりと入れていただいて良かったと思います。これを使うことで子ども達がすごくわかりやすいので今後は1台とは言わずに学年に2、3台入れられたらという思いはあります。これを活用することによって子ども達に良い影響を与えたいと思います。

石塚委員) 前回、T Tをチーム・ティーチングに変えてすごくわかりやすいと思ったのですが、ICT関連機器やAETも良い日本語があれば変更した方が良いかと思っています。

教育長) 今の横文字も部分もそうですが、こちら側だけのいわゆる業界用語につきましては、末尾に取り出して解説を付けたいと思います。無理に日本語にすると余計わからなくなる場合がありますので、そのようにしたいと思います。

清田委員) 研究所のところですけども、自然ガイドブックはいつ頃作る予定ですか。あと社会科副読本が小学校の新指導要領の開始の23年に間に合うのかどうか心配ですが、その辺は大丈夫でしょうか。

子ども育成課主幹) この2つは22年度に原稿を作りまして、23年度に予算化をして配布という形になります。社会科副読本についても23年の後半にはできあがりますので、学習は進んでしまっておりますが内容的にはそれ以降の新学習指導要領に対応したものとなります。

清田委員) 研究所の1番で情報ネットワークという言葉が抜けたのはどうしてでしょうか。

子ども育成課主幹) この言葉は基本方針にはずっと載ってきたのですが、具体的にはどういふものか現実的に見えてこないところがありまして、今後、仮に校務用のパソコンですとか、コンピュータ室のパソコンを一括してあそこでネットワークのサーバー等を入れて拠点になるような大きい市ではそのような機能をもっている研究所もありますが、そこまでは難しいので、いわゆる先生方が集って人と人のネットワークの構築という意味はありますが、これを載せると誤解される部分もありますのでこのような形にさせていただきました。

子ども育成課主幹) 義務教育の部分で確認させていただきたいのですが、ICT等は町民の方にもわかりやすい形で末尾に解説を入れるということでしょうか。清田先生が言われた1番の重点施策についてはどのような形で入れるのが良いでしょうか。

清田委員) これは私ひとりの個人的な気持ちですけども、もし入れるのなら、「…確実な定着とともに活用能力の育成を図ります」くらいで良いかなと思います。

子ども育成課主幹) 協議なのでまた最終的な形で次回お示しさせていただきます。

岩井委員) 基本施策で先生方の自覚や力量について語られていますが、先生方は十分自覚していらっしゃるでしょうし、技術的にもあると思いますので、メンタル面のことを合わせて一緒に高める中で指導した方が、ただ高めるだけでは今の子ども達の教育に携わる上できつい部分があると思いますので十分にその辺を考えてメンタル的な研修等も入れていただきたいと思います。

子ども育成課主幹) 大磯町の教職員の安全管理規定も今年策定いたしまして、教職員のメンタルヘルスにつきましてもしっかりと整備していくつもりですので、目標、重点施策でも触れていきたいと思っています。

石塚委員) 目標の3の「異校種間連携」というのは具体的にはどのような形ですか。

子ども育成課主幹) 小中連携というのを義務教育の部分ですので、重点的に考えてい

ます。

委員長) 次に子育て支援の基本方針についていかがでしょうか。

石塚委員) 子育て支援に関しては、重点施策の5番目の「保育園における待機児童対策を検討・実施します。」とありますが、3月の議会でも議論が集中しておりました。教育委員会の答弁も「特定保育事業を活用する」という事でした。かなり具体的に待機児童対策について触れられているので、1歩踏み込んで「こういうことを考えています」ということに触れた方がより前向きな気がします。

子ども育成課長) 5番についてですが、前段の検討は分園のことで実施は特定保育のことであり、1年間の計画ですので具体的に保育園の分園、特定保育事業の実施という形にしたいと思います。

岩井委員) 重点施策の中にある食育の推進ということですが、これは保育園だけではなく、幼稚園でもぜひ進めていただきたいと思います。給食のあるなしに関わらず、できることもあると思いますので、それを考えていただけたらと思います。それと保育サービスという言葉が出てきていますが、どの範囲を指すのでしょうか。去年と表現が少し違ってきている気がします。

子ども育成課長) 食育の方は、町が食育推進計画を設定していて学校も保育園も幼稚園も一緒ですので統一的な食育推進としたいと思います。3番の保育サービスの充実というのは現在、次世代育成計画を作成しておりますので、その項目で保育サービスの充実というのがございまして、保育園の保育であったり、「一時保育」であったり、「特定保育の拡充」ということなので保育サービスという形に1つにまとめました。保育園の中にも通常の保育とか一時的な短期保育ですとか、延長保育とか病児保育とかその辺のことを含めて保育サービスとさせていただきます。

清田委員) 食育という言葉を作った人の話をどこかで聞いたのですが、しつけ的なものの、「いただきます」とかそのような物を中心にやりたかったのにそれがそれたという話を聞きました。やはり、食べる時のマナーも食育には必要かなと思います。

岩井委員) 最初の目的は「命をいただく」ということから始まっているので、本来はそちらを教えた上での食育ですが、食べ合わせとかの内容が変わって来てしまっているのが気になります。

委員長) 次に生涯学習、図書館、郷土資料館の基本方針についていかがでしょうか。

岩井委員) 重点施策の5番の「関係団体と協力して青少年の健全育成に係る事業の充実に努めます。」とありますが、現在、指導員さんの人数が非常に少なくなってきていますが、増員等は考えていますか。

生涯学習課長) 指導員さんについては2ですので、ちょうどこの3月で任期が切れる形になります。現在11名おられまして、定数は16名ですので1、2名の増員は考えていたのですが、ここで3名退任されますので、後補充といったかたちで多くの方に声を掛けていますので、今以上の方にお受けいただいて、増員に繋げていきたいと考えています。

教育長) 図書館と郷土資料館の連携というのは、具体的にどのようなことを考えていられるのか説明をお願いします。

図書館主幹) 現在、図書館にある資料は図書館でデータベース化され、郷土資料館にも実際にはパソコンの中にデータが入っていますが、郷土資料館が独自に持っているデータベースということで、図書館からは参照することはできませんし、一般の方もできなません。それらのデータベースを図書館のシステムの中で共有することによって、検索ができるような連携を検討していきたいということ

で載せさせていただきます。

生涯学習課長) 今年、コンピュータシステムを入れ替えたので、その時に相互運用ができるように十分なシステムを入れていただいております。郷土資料館の持っている書物ですとか、学校図書館とのリンクですとか、そう言ったところまで可能なシステムが入っていますので、まずは自分のところからやっというということで郷土資料館の資料を検索できるようにして、最終的には一般の方に貸出できるものとできないもののデータベース化が出来るように具体的に検討していこうということで入れさせていただきます。

石塚委員) 町の重要文化財に指定されているものが写真と解説が検索できるようになると便利ですが、そのようなものですか。

図書館主幹) 図書館で所蔵している町史の資料で写真になっていれば、データとして入っています。ですが、図書館で持っている独自のパソコンの中に入っていますので、検索はできない状態です。このような時代ですし、図書館としてもいろいろな資料がありますので、ファイル化するようにしていかなければいけないと思いますが、なかなかすべてファイル化するのが難しい状況です。

郷土資料館主幹) 図書については郷土資料館にもたくさんございまして、図書館のシステムを利用して今後、検索できるようにしていく訳ですけども、それ以外にも資料がありますので、それをまずデータベース化しまして、先程言われた町内の重要文化財等の情報の部分も加え、リニューアルの中で、文化財や観光的な物も含めて検索できるシステムを検討しているところでございます。

石塚委員) これは提案ですけども、星槎大学のいろいろな動きを見ていると中学校と共同作業をしてくれたりしていますが、生涯学習課との連携も取れると新しい大磯町の一面が出せる気がします。

教育長) 東海大学ですとか、神奈川大学は平塚市、秦野市と様々な協定を結んでいます。学校教育との連携ですとか生涯学習との連携がありますので、いずれ星槎大学の力を借りて教育委員会で活用させていただける場面が来ると思いますし、町全体としての連携を取るようになると思います。

清田委員) 図書館の5番で学校、幼稚園、保育園への学習支援のところで読み聞かせは入ってますでしょうか。

図書館主幹) ブックトークといった形で、学校の方から依頼があれば学校に行って、お昼休みの後半に本の紹介をしておりますので、今後も推進していきたいと思っております。

## その他

子ども育成課長) 次回の定例会につきまは3月24日9時から委員会室で行いますので、よろしく願いいたします。

(閉会)



会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 22 年 4 月 21 日

委 員 長

---

委員長職務代理者

---

委 員

---

委 員

---